

第4回栃木県指定廃棄物処分等有識者会議 議事録

日時 7月8日(水) 13:30~14:20

場所 栃木県公館 大会議室

出席者

- ・委員：10名全員出席
- ・環境省：室石放射性物質汚染廃棄物対策本部長、鮎川計画官、山崎参事官室長補佐
(以上説明者) 外
- ・栃木県：福田知事、鈴木副知事、馬場副知事、金田環境森林部長 外

1 あいさつ

【座長】

本日は、環境省の方々には大変お忙しい中、第4回栃木県指定廃棄物処分等有識者会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、国による詳細調査候補地の選定プロセスにつきましては、これまでの有識者会議での議論や現地視察の結果を踏まえて、先に作成したチェックリストに基づき、検証作業を進めてまいりました。今年3月には、選定プロセス49項目中38項目について、「適」であるとの中間報告をさせていただきました。その後、残り11項目の検証作業も終了し、本日は最終報告をさせていただきます。

【知事】

委員の皆様、そしてまた環境省の皆様方、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これまでも申し上げてまいりましたが、本県では指定廃棄物が県内各地に分散保管されています。保管を余儀なくされている農家や事業者の方々の不安、台風・竜巻などの自然災害による飛散流出のリスク等を解消するためには、一日も早く処理施設を設置して、安全に処理することが必要であると考えています。本日は、有識者会議から詳細調査候補地選定プロセスの検証結果につきまして、最終報告を頂くこととなりましたので、よろしく願いいたします。

2 議事

(1)説明事項

(別紙のとおり)

(2)質疑

(別紙のとおり)

(3)その他

(別紙のとおり)

＜別紙＞

2 議事

(1)説明事項

【座長説明】

早速議事に入りたいと思います。「(1)詳細調査候補地選定プロセスに関する検証結果について(最終報告)」について、有識者会議を代表いたしまして、私から報告させていただきたいと思います。資料1の1枚目、最終報告および2枚目以降のチェックリストに基づき、「指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定プロセスの検証結果(最終報告)」につきまして、御説明いたします。

まず、「1 検証の目的」です。私たちは、国による詳細調査候補地の選定プロセスが、決められた栃木県版選定手法に則り適切に行われたかについて、出典データ等に基づき検証を行ってまいりました。

「2 検証の経緯」です。昨年8月に第1回有識者会議、9月には詳細調査候補地の現地視察、11月には第2回有識者会議を開催し、環境省から指定廃棄物の処分に係る方針や候補地の選定プロセス等について説明を受けてまいりました。そして、今年1月から検証作業を始め、第1回目は有識者会議独自に、2月の第2回目においては環境省も交えてデータの提供を受け、検証作業を行ってまいりました。3月には第3回有識者会議を開催し、それらの検証結果について、選定プロセスのチェックリストから、津波を除いた49項目のうち38項目について「適」となった旨の中間報告をいたしました。残りの11項目につきましては、検証に時間を要することや追加資料などで確認を要する事項があることから、引き続き検証することとし、その後6月に、これは実務的なものでございますが、第3回目の検証作業を行い、国に説明を求めながら検証作業を進めてまいりました。

それでは、これら検証継続となりました11項目の検証結果につきまして、具体的に説明してまいりたいと存じます。2枚目のA3横のチェックリストを御覧いただきたいと思います。

個表No.2「採用した利用可能な県有地は妥当か」についてです。これは、検証作業の中で委員から、「鹿沼市にある草久保全林が利用可能な県有地に含まれていないのではないか」という指摘を頂きました。そして、それについて、国が使用した資料の一部に欠落があったことが判明しましたが、再度、正しいデータに基づき突き合わせを行い、選定結果に影響はないということを確認したことから、「適」と判断しました。

次に、個表No.6「除外した砂防指定地は妥当か」についてです。これは、検証作業の中で、国が使用した資料の一部に欠落があることが判明しましたが、こちらも再度正しいデータに基づき突き合わせを行い、選定結果に影響がないことを確認しました。その他の砂防指定地は適切に反映され、除外されていることを確認したことから、「適」と判断しました。

次に、個表No.7「除外した急傾斜地崩壊危険個所は妥当か」、および個表No.12「除外した土石流危険渓流は妥当か」についてです。これは、出典データとの突き合わせを確認し、「適」と判断しました。なお、その判断に当たり、委員から「人家がある等の基準に該当しないと当該区域として指定されないため、詳細調査で地形等を確認すべきである」との意見がございました。

次に、個表No.16「除外した雪崩危険個所は妥当か」についてです。これは、出典データとの突き合わせを確認し、「適」と判断しました。なお、先ほど説明した急傾斜地崩壊危険個所や土石流危険渓流と同様に、委員から「人家がある等の基準に該当しないと当該区

域として指定されないため、詳細調査で降雪量や地形等を確認すべきである」との意見がございました。特に隣接する日光市周辺では雪崩危険個所が指定されているので、詳しく確認していく必要があると考えています。

次に、2ページ目に移っていただきたいと思います。個表No.24「除外した自然公園特別地域は妥当か」についてです。これは、検証作業の中で委員から「除外する地域として、尾瀬国立公園が含まれていないのではないか」という指摘がございました。これにつきましては、国が使用した資料の一部に欠落があったことや、指摘とは別に欠落した部分があることが判明しましたが、再度正しいデータに基づき突き合わせを行い、選定結果に影響がないことを確認しました。その他の自然公園特別地域は適切に反映され、除外されていることを確認し、「適」と判断しました。

次に、3ページ目を御覧ください。個表No.48「自然度の状況が正しく反映されているか」についてです。これは、国から現地写真など追加資料と説明を求め、自然度が適切に反映され、正しく点数化されていることを確認したことから、「適」と判断しました。

1ページ目に戻っていただきまして、個表No.3「除外した地すべり危険個所は妥当か」、個表No.11「除外した土石流危険区域は妥当か」、2ページ目の個表No.25「除外した自然公園(国立・国定)普通地域は妥当か」、個表No.31「除外した緑の回廊は妥当か」については、国から追加資料と説明を求め、各箇所が適切に反映され、除外されていることを確認したことから、「適」と判断しました。検証継続の11項目に関する検証結果の説明は以上です。

資料に戻りまして、資料1の1枚目を御覧ください。以上のことから、3の検証結果については、本県に係る選定プロセスのチェックリスト全49項目について、国が示している出典資料に基づき検証を行った結果、全て「適」となり、国による選定は栃木県版選定手法に則り適切に行われたと判断しました。

また、関係する全ての項目で「適」となったところではございますが、検証作業の中で詳細調査候補地の現地を確認した結果などを踏まえ、各委員から様々な意見が出されています。これらを取りまとめ、附帯意見として、4つの項目を付させていただきました。資料1の裏面を御覧いただきたいと思います。

附帯意見の1つ目です。詳細調査候補地の東側には西荒川が流れているため、雨による影響があるのではないかとという観点から、過去の降雨量を踏まえたシミュレーションを行うなど、長期管理施設への影響を調査する必要があるという意見です。

2つ目です。詳細調査候補地と河川が近いという現況から、地下水位が高いことが推定されます。このことから、地下構造物を設置する場合の地下水の動向並びに地下水圧による地下構造物への影響について調査する必要があるという意見です。

3つ目です。詳細調査候補地が埋立地の他、仮設焼却炉や管理施設などの付帯施設、残地林なども含めて、長期管理施設全体の設置に十分な面積を有しているのか、精査する必要があるという意見です。

4つ目です。調査結果とその評価について、県民の皆様に分かりやすく説明していただく必要があるという意見です。

また、地元の方々からも、詳細調査候補地は地盤が弱いのではないかと、また、自然災害が発生する地形ではないかといった懸念が示されています。私たち委員の中でも、それを同様に懸念する意見がございました。しかし、国は、自然災害に対する安全性や地盤の安定性について、詳細調査でボーリング調査等を実施し、把握することになっています。その

ため、附帯意見では盛り込まずに、加えて実施してほしい内容を整理して、附帯意見とさせていただきます。附帯意見については以上です。

次に、「4 結びに」です。有識者会議としては、国による詳細調査についても、本報告内容を踏まえ検証するとともに、県民からの不安や提案、疑問などに対して助言を行うなど、当会議の役割を積極的に果たしてまいりたいと考えています。国におかれましては、指定廃棄物問題の一日も早い解決に向けて努力していただき、引き続き県民の皆様に対して丁寧な説明していただくことを期待しています。

「指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定プロセスの検証結果(最終報告)」の説明は以上です。ただ今、最終報告をさせていただきましたが、これに対して、環境省からコメントがありましたらお願いいたします。

【環境省説明】

有識者会議の先生方におかれましては、私どもの詳細調査候補地の選定プロセスにつきまして、専門的な見地から詳細に検証いただきましたことを、心から感謝を申し上げます。今回、事前の検証の結果、先ほどの附帯意見にも出ていますが、国による選定は栃木県版選定手法に則り適切に行われたという御評価を頂きました。この結果を、環境省としてしっかりと受け止めてまいりたいと思います。4つの附帯意見も頂戴しましたので、それぞれについて環境省の受け止め方を申し上げたいと思います。

まず、附帯意見の1つ目です。今後、詳細調査を行う中で、過去の降雨量を踏まえたシミュレーションを行うこととしています。近くを流れる川による施設への影響についても、しっかりと把握したいと考えています。

2つ目です。今回の詳細調査候補地における地下水の状況をしっかりと把握して、施設への影響について評価したいと考えています。

3つ目です。詳細調査候補地選定の際に必要な面積を確保できることは確認していますが、一方で、塩谷町からも面積については御指摘を頂いているところでございます。今後、より詳細に地形や地質を調査する中で、面積そのものについてもしっかりと確認していきたいと思っております。

4つ目です。現在も選定経緯や施設の必要性・安全性について丁寧に説明してはいますが、今後も詳細調査を実施してさまざまなデータが得られた際には、その評価を含めてあらためて丁寧に御説明させていただきたいと考えています。

環境省としては、今日頂きました附帯意見を踏まえながら、今後詳細な調査を通じて、必要なデータを把握していきたいと考えています。有識者会議の先生方におかれましては、詳細調査の結果について、先ほどの結びにございましたが、また御評価をぜひ頂きたいと思っております。その際、あらためて御指導・御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、指定廃棄物の長期管理の状況は大変ひっ迫しています。早期に1か所に集約して処理したいと思っております。環境省としては、これらの課題の解決に向けて、引き続き地元への丁寧な説明を行う努力を続けてまいりたいと考えています。よろしくお願いたします。

それから、栃木県から、これまでに指定廃棄物の放射能濃度や、一時保管場所の空間線量率などを公表してほしいと御要望いただいております。今日はそういった資料も準備しておりますので、この場をお借りして説明させていただければと思います。よろしいでしょうか。

まず、A4両面の1枚紙の資料2「栃木県における指定廃棄物の市町別の濃度分布について」は、市町別の放射能濃度ごとの指定廃棄物の保管量を示しています。放射能濃度の

数値自体は、指定申請時点のものを付けています。なお、参考として、裏面に一般的な濃度減衰の傾向についての資料も添付していますので、御参照いただければと思います。では、表面の市町別の濃度分布を御説明いたします。

「放射能濃度ごとの内訳」と書いてある欄、8千から1万ベクレル、1万から3万ベクレルとございますが、まず8千から1万ベクレルの範囲の指定廃棄物は、県全体では1,203トンございます。先ほど申し上げた、裏面にある、一般的な濃度減衰の傾向を踏まえると、1万ベクレルのものは、計算上は震災発災時から約2年で8千ベクレルを下回るという計算になっています。ですから、これらの指定廃棄物は、現時点では8千ベクレル以下になっているものとなります。また、1万から3万ベクレルの範囲の指定廃棄物は10,736トンございます。全体の約8割になります。これらにつきましては、今後25年程度のうちに放射能濃度が8千ベクレルを下回るような範囲のものと考えております。一方で、10万ベクレルを超えている指定廃棄物が171トンございます。こういったものは、まだ減衰するのにもかなり時間がかかると考えています。この10万ベクレルを超えているものにつきましては、私ども環境省の方で随時この指定廃棄物の指定を行っておりますが、測定日と指定日がかかなり離れるような状況になっているのは、私どもの事務的な指定が最近であったということで、これまでの統計ではあまりこういったことをご存じない方もいらっしゃるかもしれません。私どもが、平成26年の秋頃にこういった10万ベクレルを超えるようなものの指定も行っていたということを反映した一覧表になっています。

続きまして、資料3「栃木県内の指定廃棄物一時保管場所の状況について」です。これは、指定廃棄物の種類、数量、放射能濃度などを示しています。また、その場所々々で測った空間線量率も併せて掲載しています。保管場所の名称・所在地のうち、黒塗りになっているものがありますが、これは民間事業者などの法人や個人に直接的につながる情報です。情報公開法における不開示情報に該当するものですので、黒塗りとさせていただきます。

この資料3でございますが、まず、栃木県内の一時保管場所の数は161か所ございます。ただし、農林業系副産物において、同一所在地で稲わらと牧草、堆肥など内容が異なる種類の指定廃棄物を分けて保管している場合もありますので、これらを別として数えると、場所は重複しているのですが、167という数え方もできます。

それから、指定廃棄物の種類は、焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物、その他ということで分類しています。放射能濃度は、指定申請時のものなので、併せて分析結果取得日も掲載しています。空間線量率につきましては、私どもの関東地方環境事務所の職員が、一時保管場所において適切に指定廃棄物が管理されているかを定期的に確認する際に測定したものです。具体的には、一番後ろの方というか、参考としてポンチ絵を付けていますが、職員が一時保管場所において測定しているものです。このイメージ図にありますように、一時保管場所の周りには囲い境界線と呼ばれるライン、敷地境界線、それからバックグラウンドといったものが書かれています。公衆の立ち入りがある箇所は主に囲い境界線で、立ち入りがない箇所は主に敷地境界で測定していくということです。

一時保管されている場所においては、申請時の放射能濃度が様々ございますが、いずれの場合を見ても、囲い境界や敷地境界では、先ほどの資料3を御覧いただくと分かりますように、空間線量率は十分に低い値です。繰り返しになりますが、指定廃棄物は様々です。それは、先ほど資料2でも御説明したとおりで、非常に高いものもあれば、低いものもあるということですが、そういったものと特段有意的に関係しないのが、この空間線量率と言うことが

できると思っています。どちらかという、その濃度に影響されるというよりは、その土地々々のバックグラウンドとか、そういったものに関係しているということだと思っています。つまりは、適切な遮蔽がきちんとなされることによって、敷地境界では十分低い値になっていくといったことが読み取れると思っています。周辺環境には影響がないということを確認しています。

(2) 質疑

【菊地委員】

県内の指定廃棄物の状況を詳細に頂いたのですが、資料2の1ページ目のところの、指定廃棄物の一般的な定義というのが8千から10万ベクレル以下という話で動いていたと思います。10万ベクレル以上の廃棄物は、ある意味では指定廃棄物ではなく、福島県では中間貯蔵施設での対応であり、放射性廃棄物に該当するのではないかと思います。何か新しいカテゴリーで対応するのか。持ち込むのは指定廃棄物の施設として許認可を受けたところでありまして、指定廃棄物以外のものを受け入れるのは少し道理に合わないのかなという気がいたします。

それから、あとはこの資料2の次のページです。これは、一応、ある濃度の放射性セシウムが物理的に減衰するという数値で、この数値が結構独り歩きをすることがあります。以前、私が講演した際に質問者から、長期管理の長期というのはどのくらいの期間ですかとの問いがあり、その当時、私は10万ベクレルを最高濃度と考え、焼却により一番よく燃える材質を条件に40倍濃縮とし、セシウム137を基準に減衰期間を考え、大体260年、約300年近い数値を提示しました。

しかし、先般の環境省資料によると、県内の指定廃棄物の8割が1～3万ベクレル程度であり、焼却で10倍濃縮されるとなると、管理期間は百数十年です。その他に、8千から1万ベクレル程度の焼却灰やコンクリート等は、減容しない状態ですから、数十年で指定廃棄物の基準値以下となり、一般廃棄物として対応できます。

この様に設定条件を明記しないと、数値がただ独り歩きして混乱を招くこととなります。一般県民の方に数値を提示する際には、300年なのか、100年なのか、10年なのか、2年なのかと言う場合は、保管状況・設定条件を分かりやすく正確に説明しないと、混乱し信頼を失うこととなります。現在の状況を県民の方に正確に理解頂くためには、提示する数値を分かりやすく正しく表現する必要があります。焼却による濃縮10倍の条件等も提示し、できるだけ具体的に誤解のないような資料を作成されることがよろしいのかなと思います。

【環境省】

ただ今、2つの質問を頂きました。まず、1点目です。10万ベクレルを超えるのはどういうカテゴリーなのかという御質問でした。私どもの放射性物質汚染対処特別措置法で指定する廃棄物は、1キログラム当たり8千ベクレルを超えたものを環境大臣が指定するという仕組みなのですが、実を言いますと上限がないものでございまして、10万ベクレルを超えたものも指定廃棄物として指定するカテゴリーのものでございます。

ただ、確かに私どもの今までの説明の中で、通常はなかなか10万ベクレルを超えるものが少ないものですから、「大体指定廃棄物というのは、8千から10万ベクレル程度のもので」ということをどこでもいろいろと言っている部分もございまして、ちょっと誤解を与えてしまったかと思えます。申し訳ございません。定義としては、8千ベクレルを超えると全て指定廃棄物として指定することができるものでございます。

それから、資料2について重要な御指摘を頂きました。本当にありがとうございます。誤解

のないようにやるべきというのは、ごもつともだと思います。私どもが参考として一般的な濃度減衰の傾向というものを付けたのも、例えば、濃度減衰みたいなものは計算すればできるのですが、ただ計算して、それをそのまま書きますと、本当に独り歩きして誤解を与えるかもしれないということで、お使いになる方が、減衰するならどれぐらい減衰するのかが目安として分かるようにということで、付けていたものなのです。ただ、今の御指摘のように、そもそも焼却したら10倍になるとか、いろいろな他の情報もございます。そういったものも含めて、情報を相手に示すときには、しっかりと分かりやすく誤解のないようにしていくべきだという御指摘だと受け止めましたので、今後気を付けたいと考えます。

【座長】

私から一つお伺いしたいのですが、資料3を頂きましたが、例えば15番を見ると、表面のマイクロシーベルトが0.3ぐらいなのですが、囲い境界で0.16から0.16となっているのですが、敷地境界が0.17から0.28ということです。バックグラウンドが0.17なのですが、非常に小さい差ではありますが、この囲い境界の方がバックグラウンドよりも小さいというのは何か理由があるのでしょうか。

【環境省】

今の御指摘は大変ごもつともな御指摘だと思います。先ほどのこの図を御覧いただきたいと思います。バックグラウンドとしてどこの値を捨るかということでございます。例えば、結構土地々々で局所的に少し値が変動したり、あるいは近くに山があったりというような場合に、その放射効果のようなもので、方向・方角等、測定器の向きを変えることで現場では変わったりといったような、測定上いろいろ気を付けなければいけないところがございます。当然、測定には細心の注意を払っていますが、まず1点としては、バックグラウンドの値が代表値ではございますが、場所によってはそれが少し変わることもあるということ。それから、外部からのそういう放射的な影響も受けるということから、このマイクロシーベルトの単位で言って下2桁、小数第2位ぐらいでこの程度ずれるというのは、測定の世界ではあり得ることだと御理解いただければいいかと思えます。

【座長】

例えば23番で言いますと、バックグラウンドが0.17で、敷地境界が0.19から0.21、囲い境界が0.10から0.13で、表面が0.12。表面が一番小さいというような値があるのですが、これは何か被覆することでこういう効果が出てくるのでしょうか。

【環境省】

当然、一時保管場所は、ある意味人工的に触った場所になりますので、今、御指摘のように、そういう人工的に被覆して人工物で覆われることによって、ある意味遮蔽するものは汚染されていないので、そういったことで差が出てくると思えます。

【菊地委員】

バックグラウンドの考え方なのですが、161施設から少し離れた所を選んで測定した場合をバックグラウンドの数値に用いているように、少なくともこの図からは見えます。計測上のバックグラウンドの意味を明記しないと誤解を与えます。資料からは、バックグラウンドの数値が0.2から0.3の所が何か所かあります。この様な数値は、福島原発事故以前の栃木県内の大地の自然環境にはありません。また、日本国内の自然環境中のバックグラウンドを測定しても殆どない高い数値です。

このバックグラウンドの数値は、明らかに福島原発事故から飛来した放射性物質が周辺土壌に残っているところを測定しています。そこに指定廃棄物が今保管されたとしても、指定廃棄物の周囲を土のう等で覆うことで放射線は遮へいされるため、指定廃棄物の周囲よりもバックグラウンドの方が放射線量が高くなるという現象が起きているのです。それを指定廃棄物の保管がバックグラウンドよりも低いと評価して説明すると誤解を与えます。このバックグラウンドの考え方というのをもう少し分かりやすく説明された方がよいと思います。保管場所周辺地域の放射線量が高い場合は、その影響が及ばないように表面の放射線量の数値が有効です。

【環境省】

本来の定義としてのバックグラウンドに対する御指摘、大変ありがとうございます。全くそのとおりでございます。本来であれば、被災以前の、この土地のまさに同じ場所の値が分かれば一番いいのだと思います。そういう意味では、これからは、このバックグラウンドにきちんと注を付けて説明したいと考えます。

【環境省補足】

補足させていただきます。このバックグラウンドは、確かに今回のこれにつきましては、一時保管の適切性を確保するためのガイドラインにおいて扱われているバックグラウンドでございますので、一時保管をしている指定廃棄物の影響を見るためのバックグラウンドというふうにお考えいただきまして、通常の人為的な影響の全くないバックグラウンドという意味ではなくて、指定廃棄物が置いてあるか、置いていないか、置いていないものをバックグラウンドというふうに考えて、このようにさせていただいています。注釈が必要というのは、そのとおりでございます。

【座長】

注釈については、きちんと記載していただいて。分かりやすく記載していただけると幸いです。

【河邊委員】

資料3のところですが、農林業系副産物が比較的放射能濃度が高い。これは焼却されると思うのですが、本来、最初、第1回目のこの会議のときにも、低いものと高いものをうまくミキシングして焼却処理して灰の濃度を下げるとのお話があったのですが、この表を見ますと、低いといってもそこその濃度がありますので、濃縮することを予想すると、10万ベクレルを超えるものが結構多いのかなと思う。想像ですが、そうしますと濃度が高くなったものは、埋め立てする際には、低いものと当然混ぜて埋め立てすると考えていたが、そういったケースはそんなにはないのではないかと思います。

それと、資料3の2ページ目を見ていただきたいのですが、上から4行目のところに「その他」というのがありまして、濃度が5万4700ベクレルで、表面線量が0.98、それから、一番下から3行目のところに、濃度が15万4800ベクレルで、表面線量が0.09と1桁違う。こういったようなことから、それぞれの仮置き場の管理の方法が違うのだと思うので、管理の方法を知りたい。

【環境省】

まず、1点目の御指摘ですが、資料3を見ると、かなり高いものばかりではないかと、焼却する際のミキシングという話が必要ではないかというところからの御質問だと思います。私どもは、それはしてきていたつもりではございますが、8千ベクレルに達しない、でも放射性物質

が付着しているという稲わらとか牧草がございます。こういったものも、指定廃棄物ではございませんので、制度上各市町で処理をするとなっておりますが、そういったものを燃やしますと今後濃度が上がって、ただ今6千のものをもし焼却すれば、10倍であれば6万になるということが今後行われるという可能性がございます。

そういう意味で、栃木県での長期管理施設の必要面積を算定する際には、そういった濃度の低いものを燃やした場合の処理量も足し上げて、実は必要面積を計算しています。そういう関係から、灰の濃度が上がりすぎないように、8千ベクレル程度の濃度の低いものと、数万ベクレルになっているようなものを合わせるということが考えられると、第1回のときに申し上げたということがございます。これは、実現可能性があることとして御説明いたしております。

それから、2番目の管理の方法でございますが、管理の方法は実は様々でございます、ドラム缶に詰めて、それをまた堅固な容器の中に入れていているという場合、そういう方もいらっしゃると思います。あとは、先ほど言ったように、廃棄物の上に土で遮蔽をしているなど、いろいろなパターンがあるので、表面や囲い境界で若干数値差が出てくるところはあるかと思えます。相対的には、囲い境界なり敷地境界で、線量が低くなるようにしっかりと保管されているのかなとは考えています。

(3)その他

【座長】

他に御質問・御意見はございますでしょうか。ございませんようでしたら、審議を終了ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、各委員の方々から、専門的な立場から御意見を頂きました。ありがとうございます。感謝申し上げます。また、環境省におかれましても、誠意ある対応を頂いたと存じます。これからもさらに誠意を持って住民への説明等をよろしく願い申し上げます。それでは、議題(1)については、以上で終了とさせていただきたいと存じます。

次に、「(2)その他」でございます。その他の中で議論すべきことがございましたら、各委員の方々から挙手いただければと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしたら、県や環境省から何かございますでしょうか。

【知事】

本日は、検証結果に関する最終報告ならびに熱心な御議論を頂きまして、誠にありがとうございます。また、有識者会議の鈴木座長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、選定プロセスの検証を丁寧に進めていただきまして、あらためて感謝を申し上げます。県といたしましては、本日の最終報告の内容を十分に踏まえまして、この問題の一日も早い解決に向けて、県としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

指定廃棄物の処理施設の設置につきましては、地元の皆様の理解を得て進めていくことが重要でございます。国におかれましては、最終報告の内容を受け止め、地元や県民の皆様に対する正確な情報提供と丁寧な説明について、今後とも最大限の努力をお願いしたいと存じます。

今後とも、地元の皆様の疑問等につきましては、有識者会議の委員の皆様のお助言を得ながら、丁寧に対応してまいりたいと考えていますので、引き続きよろしく願いいたします。

【環境省】

繰り返しになりますが、本当に今日は詳細な御検証を頂いたことについて、心から感謝を

申し上げます。また、検証の結果の評価をしっかりと受け止め、附帯意見などで頂いたことをきちんと受け止めて、今後対応してまいりたいと思います。

【座長】

それでは、本日予定していました議事でございますが、一応これで終了ということにさせていただきます。

委員の皆様には、検証作業および最終報告の取りまとめに御協力いただきまして、誠にありがとうございます。当会議といたしましては、今後とも地元の皆様からの不安や疑問等に対しまして、専門的な立場から助言を行うなど、われわれの役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えてございます。また、国や県におかれましても、指定廃棄物問題の一日も早い解決に向けて、今後ともしっかりと取り組んでいただけますよう、お願い申し上げます。

なお、本日環境省から各保管場所の空間線量率や廃棄物の放射線濃度のデータが示されました。10万ベクレルとかそういう数字は非常に大きいと思われることもあろうかと思いますが、科学的根拠に基づきまして、冷静に判断していくことが重要であろうと、私は考えています。また、報道関係者の皆様におかれましても、数字が独り歩きしないよう、いたずらに県民の不安を煽るような報道とならないように切にお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。